

(別紙3)

事後届出の適用除外

- (1) 当事者の一方または双方が国等である場合(法第23条第2項第3号)
国、地方公共団体(法第18条)
港務局、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社、日本勤労者住宅協会、独立行政法人空港周辺整備機構、地方道路公社および土地開発公社(令第14条)
- (2) 公有水面埋立法第27条第1項の許可を受けることを要する場合(令第6条第4号)または農地法第3条第1項の許可を受けることを要する場合(令第6条第7号)
- (3) 民事調停法による調停(法第23条第2項第3号)、民事訴訟法による和解(令第6条第2号)、家事事件手続法による調停(令第6条第5号)、預金保険法、農水産業協同組合貯金保険法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律、民事再生法、農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律、会社更生法、破産法または会社法の規定に基づく手続において裁判所の許可を得て行われる場合(令第6条第3号)
- (4) 土地収用法第15条の2のあっせんに基づく場合または同法第50条の規定による和解の場合(令第6条第6号)
- (5) 新住宅市街地開発法による処分計画に従って行う処分(令第6条第8号)
- (6) 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売(その例による競売を含む)または企業担保権の実行により換価する場合(令第6条第10号)
- (7) 非常災害の応急措置を講ずるために行われる場合(令第6条第11号)
- (8) 国土利用計画法第32条の規定による遊休土地の買取りの場合(令第17条第2号)、都市計画法第58条の10の規定による遊休土地の買取りの場合(令第17条第6号)
- (9) 土地収用法第26条第1項による事業の認定の告示(都市計画法などにより事業認定の告示とみなされる場合を含む)に係る事業の用に関する権利について移転または設定が行われる場合(令第17条第3号)
- (10) 森林法第55条第1項の協議に基づき土地の所有権の移転が行われる場合(令第17条第4号)
- (11) 都市計画法第56条第1項の規定による土地の買取りの場合(令第17条第5号)